

中小企業施策

認定経営革新等支援機関を活用した

Point

認定経営革新等支援機関を活用することにより、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の活力を引き出し、経営力の強化に向けた徹底支援を行います。

経済産業部

認定経営革新等支援機関とは

平成24年8月に施行された中小企業経営力強化支援法に基づき、既存の中小企業支援機関、金融機関、税理士法人等のうち、中小企業支援を行う専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者を「認定経営革新等支援機関」として、国が認定しています。

今回は、認定経営革新等支援機関(以下、「認定支援機関」という。)の具体的な支援を条件とした中小企業等支援策を御紹介します。

※平成25年3月21日現在、全国の認定支援機関は6,740機関(うち、県内は56機関)。

機関一覧はこちらから御覧いただけます。
<http://ogb.go.jp/move/chusho/chushosien/ninteikikan.pdf>

⑤中小企業会計の普及
[*中小企業の会計に関する基本要領] 等に拠つた信頼性のある中小企業会計の普及

*同要領の詳細はこちらから御覧いただけます。
<http://www.chushometi.go.jp/zaimu/youryou/about/index.htm>

〈認定支援機関の役割〉

中小企業支援策

問い合わせ先・沖縄県中小企業団体中央会

☎ 098-882-3033

認定支援機関の支援を受けながら、以下の中小企業支援策を活用いただけます。

●経営改善・事業再生支援

事業内容や財務状況など経営上の課題を抱え、金融支援等を必要とする中小企業者等に対し経営改善計画作成を支援します。

●地域需要創造型等起業・創業促進補助金

女性や若者等の地域での起業や海外市場の獲得を念頭に置いた起業の他、後継者の新分野への挑戦を支援します。

●経営改善・事業再生支援

事業内容や財務状況など経営上の課題を抱え、金融支援等を必要とする中小企業者等に対し経営改善計画作成を支援します。

●地域需要創造型等起業・創業促進補助金

女性や若者等の地域での起業や海外市場の獲得を念頭に置いた起業の他、後継者の新分野への挑戦を支援します。

●経営環境変化対応資金(セーフティネット貸付)

社会的・経済的環境の変化により、一時的に売上や利益が減少する等、業績が悪化している事業者を対象に低利融資を行います。

●試作開発等支援事業

ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する試作開発や設備投資等を支援します。

●試作開発等支援事業

ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する試作開発や設備投資等を支援します。

●試作開発等支援事業

補助率 3分の2

●試作開発等支援事業

補助率 3分の2

●試作開発等支援事業

補助率 3分の2

●試作開発等支援事業

補助率 3分の2

●試作開発等支援事業

融資限度額

●試作開発等支援事業